

少年級認定実施要項

謹啓 時下ますますご清祥の断お慶び申し上げます。平素は斯道発展の為、種々御協力を賜り誠にありがたくお礼申し上げます。

さて、この度平成28年度4月1日より少年級の認定の交付に関しまして下記手続きとなりましたのでご案内申し上げます。 謹白

記

1. 目的：少年級の日本拳法に対する意識向上及び少年修行者と各団体指導者の日本拳法基本の習得及び指導内容の一元化に資するため
2. 各団体に於ける少年級実施に伴う事項
 - 「少年級認定申請」の提出
対象者：満14歳未満で日本拳法会公認指導員に依る少年級（10級～4級）の各団体の試験を受験した者で団体責任者が認めた者（試験内容は拳法会認定基準の必須科目を満たす事）
※別途少年級受験、少年級規程参照
※講習科目が増設されています従来3級認定指導員も講習会にご参加ください。
 - 「少年級認定申請」の手続き
「日本拳法会登録及び少年級申請書」の送付・送信の手続き
 - ① 申請書は拳法会のホームページより「登録・申請書」Excelファイルをダウンロードして、必要事項を記入の上、拳法会事務所にメール送信又は日本拳法会事務局へ郵送
 - ② 登録料（初回のみ）並びに少年級認定料払い込み領収書の写しと、「登録・申請書」用紙をPDFファイルで拳法会へメール送信又は日本拳法会事務局へ郵送

・メールアドレス：office@nipponkempo.or.jp

・郵送先〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町1-18-19 公益財団法人日本拳法会宛

※確認後各級認定状各団体へ郵送
※問い合わせは TEL06-4399-0011・FAX06-4399-0077・上記メールアドレス
※別途申請用紙サンプル参照
 - 登録料及び少年級認定証に伴う費用
 - ・登録料 1,000円（少年級で登録の場合3級時（2,000円）登録料は不要）
 - ・少年級認定料 500円（10級～4級全級同額、各級取得時に随時必要）

以上

注記

- ①少年級10級～4級認定は前月21日～当月20日受理分を翌月1日付の認定とします
- ②平成28年度第1回認定4月1日～20日受験者で20日申請書受理分を5月1日認定とする
- ③少年級に関する担当部署：事業第3部
- ④3級の講習並びに認定書は従来通り3級受験登録及び3級申請書参照
- ⑤2級以上は拳法会昇段級審査会の申請書式に準ずる
- ⑥少年級認定は28年度8月20日までは従来3級認定資格者が認定する。
- ⑦従来の3級認定委員は28年8月21日以降、3級の認定はできるが少年級の認定はできない。
28年8月21日以降少年級認定は公認指導員が行う
(公認指導員講習会の受講が無くても3級認定員の資格は継続とします。)